

---

◎議案第 58 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（藤井 要君） 日程第10、議案第58号 松崎町営温泉管理条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（長嶋精一君） 議案第58号 松崎町営温泉管理条例の一部を改正する条例についてでございます。

詳細は担当から説明いたします。

（生活環境課長 鈴木 悟君 提案理由説明）

○議長（藤井 要君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思います、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井 要君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井 要君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

○8番（土屋清武君） 今回の議案第58号は、国の法律に基づきました消費税の8パーセントが10パーセントに改正されると。それに基づきまして町の方も温泉使用料の条例を改正するものでありますので賛成するものであります。

○議長（藤井 要君） これをもって討論を終了します。

これより議案第58号 松崎町営温泉管理条例の一部を改正する条例についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（藤井 要君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---